

## 栃木県市町村職員共済組合の物品購入に係る一般競争入札について

栃木県市町村職員共済組合の事務所で使用する書庫及び棚等の物品の購入について、下記のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年2月18日

栃木県市町村職員共済組合  
理事長 星野光利

記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入等件名

栃木県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の事務所及び書庫で使用する書庫及び棚等

#### (2) 購入物品の特質等

仕様書による。

#### (3) 数量

一式（付属品、納入条件等の詳細は仕様書による。）

#### (4) 納入期限

令和8年5月22日（金）

#### (5) 納入場所

〒320-0032

栃木県宇都宮市昭和一丁目2番16号 栃木県自治会館1階及び3階

栃木県市町村職員共済組合事務所及び書庫

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類：事務用機器、紙、文具類 小分類：事務機

(3) 栃木県内に本店又は契約締結権限のある支店（営業所を含む。）を有する者であること。

(4) 栃木県又は栃木県内の市町において指名停止期間中である者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定

が確定された者を除く。)

- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 同一人が代表者(代理人を含む。)となっている法人等が、本件入札に同時に参加していないこと。
- (8) 本業務の履行能力があること。
- (9) その他組合が不適当と認めた者でないこと。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称

〒320-0811

栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号 栃木県市町村職員共済組合総務課庶務係

電話 028-615-7804

- (2) 入札に関する書類の交付期間及び交付場所

令和8年2月18日(水)から令和8年2月27日(金)までの日(土日祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで (1) の場所又は郵送により交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年3月9日(月)午後1時 (1) の場所に郵送又は持参で必着のこと。

イ 開札の日時及び場所

令和8年3月9日(月)午後1時30分 栃木県市町村職員共済組合会議室

- (4) 入札方法

当組合が交付した「入札書」の郵送又は持参による提出

- (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8年3月2日(月)午後1時までに上記3(1)の場所に郵送又は持参すること。

イ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年3月5日(木)までに入札参加資格がない者について、理由を添えて否認の通知を行う。

なお、入札参加資格がある者への通知は行わない。

#### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金　免除
- (3) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 落札者の決定方法

本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (5) 契約書作成の要否　要

- (6) その他　詳細は、入札説明書及び仕様書等による。